

# 移住支援金 かんたんチャート

- Q1. 転入直前 10 年間のうち通算 5 年以上福岡県外での在住歴がある  
A. はい (Q2 へ)      B. いいえ (→対象外)
- Q2. Q1 の期間及び筑後市に転入する直前の 1 年間に於いて住民登録があった自治体  
A. 東京圏 (Q3 へ)      B. 大阪圏、名古屋圏 (Q4 へ)      C. 福岡県外 (Q5 へ)  
D. 福岡県内 (→対象外)      E. 福岡県外の自治体に連続して 1 年以上住民登録をしていない (→対象外)
- Q3. 転入日において 50 歳未満で、過去に筑後市に 5 年以上住民登録があった  
A. はい (→「**関係人口**」へ)      B. いいえ (Q4 へ)
- Q4. 移住先での就職状況について (三大都市圏)  
A. 福岡県移住・就業マッチングサイト掲載企業へ就職 (「**就職 (一般)**」へ)  
B. プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業を利用して就職  
(→「**就業 (専門人材)**」へ)  
C. 農林漁業において自営業 (→「**自営農林漁業**」へ)  
D. 自己の意思によるテレワーク (→「**テレワーク (一般)**」へ)  
E. 福岡県の企業支援を受けて起業 (→「**起業**」へ)  
F. 該当するものがない (→Q6 へ)
- Q5. 移住先への転入日について  
A. 令和 5 年 4 月 1 日以降 (Q6 へ)      B. 令和 5 年 4 月 1 日以前 (→対象外)
- Q6. 移住先での就職状況について (三大都市圏以外を含む)  
A. 医療福祉、IT、農林漁業 (Q7 へ)  
B. 福岡県と連携協定を締結した企業等でテレワーク (Q8 へ)      C. 該当するものがない (→対象外)
- Q7. 福岡県が運営する以下のいずれかを利用して就職している  
A. 農林漁業就職応援サイト、福岡県ナースセンター、ほいく福岡、福岡県福祉人材センター  
(→「**就業 (人材確保困難職種)**」へ)  
B. DX 人材育成・確保促進事業、女性 IT 人材育成事業、  
人材不足分野雇用促進事業 (医療福祉、農林漁業に限る) (→「**就業 (人材育成事業)**」へ)  
C. 該当するものがない (→対象外)
- Q8. 過去 2 年以内に県の助成を受けワーケーション等を体験し、申請時点で当該企業に勤めている  
A. はい (→「**テレワーク (体験事業参加者)**」へ)      B. いいえ (→対象外)

該当の可能性のある区分について、別紙「移住支援金の種類」により、

**必ず要件の詳細をご確認ください**

# 移住支援金の種類

## 1. 就業

### 共通要件

- 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職していること
- 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

### (一般)

- 就業先が都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であり、支援金の対象として掲載された日以後に求人へ応募していること

### (専門人材)

- プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職していること
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職を前提としていないこと

### (人材確保困難職種)

- 該当の職及び就職支援サイト又は人材紹介所により福岡県内の事業所に就職していること

### (人材育成事業)

- 福岡県が実施する人材育成事業におけるマッチング支援を活用して就業していること

## 2. 自営農林漁業

- 農林漁業に係る該当の人材確保支援策（農業次世代人材投資事業（経営開始型）など）を活用した者又は市町村が別に認める者であること
- 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること

## 3. テレワーク

### (一般)

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住元を生活の本拠とし、筑後市で業務を引き続き行うこと
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に資金提供されていないこと

### (体験事業参加者)

- テレワーク（一般）に掲げる要件を満たすこと
- 申請日の過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること
- 申請日時点で県連携事業を実施した企業・団体等に所属している職員又は役員であること

## 4. 関係人

- 東京圏からの転入で、転入日において、申請者の年齢が50歳未満で、過去に筑後市に5年以上住民登録していたこと
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、自己の意思により移住したこと（ただし、官公庁及び地域おこし協力隊への就業を伴う移住は除く。）

## 5. 起業

- 福岡県の起業支援事業（福岡よかところ起業支援金）の交付決定を受けていること